

自由民主党総裁

谷垣 禎一 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

＜要望項目＞

1 原子力災害対応について

- (1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) 除染対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- (3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- (4) 風評被害の払拭について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

2 本市の基幹的な社会基盤の整備について

- (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について・ P4
- (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- (3) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について・ P5
- (4) 重要港湾小名浜港の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

3 被災地域の支援について

- (1) 福島復興再生特別措置法の早期の具現化について・・・・・・・・・・ P6
- (2) 福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援の早期実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- (3) 復興交付金制度や復興特区制度の弾力的な運用について・・・・ P7
- (4) ふくしま産業復興企業立地補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

1 原子力災害対応について

(1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力(株)の責任において一刻も早い収束を、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされており、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、別の場所に保管するなど、国及び東京電力(株)の責任において、確実な安全対策を講じられるよう強く要望します。

また、先の2号機の温度計の不具合や漏水による汚染水の海への流出などの事象の発生により、未だ収束が見えない状況に、市民の不安は増すばかりであり、更にそれらの事象に係る情報不足が、その不安を増大させています。このため、迅速かつ正確な情報伝達体制の確立とともに、異常をいち早く検知できる計測機器類の設置や検知した場合の的確な応急対策など、様々な事象を想定した確実な安全対策を講じられるよう強く要望いたします。

(2) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）の施行により、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように、低線量の地域の中で局所的に線量が高い、いわゆるホットスポットに係る局所的な除染に関しては、特措法施行前は認めるとしていた財政措置について、平均で $0.23 \mu\text{Sv/時}$ 以上の地域とするなど、結果的には認められていない状況にあります。

除染は本来、国が責任を持って取り組まなければならないものであるにもかかわらず、ホットスポットに係る国の財政措置が図られていない状況にあることから、実施自治体では十分な説明ができない状況にあり、市民の皆様から厳しいご意見も多く寄せられております。

このことから、所要の財政措置について強く求めます。

また、除染により生じた廃棄物等の処理を速やかに実施するためには、国が中間貯蔵施設を設置するまでの間、原則として市町村が仮置場において保管することとされておりますが、その候補地の選定や住民協議など、仮置場確保に関する手続きの全てを市町村が行うこととなっております。

放射性物質による汚染の不安に耐えながらの生活を強いられている市民の不安解消に向け、一刻も早く除染を進めるためには、責任主体である国が、効果的・効率的な除染技術や除染作業発注に係る情報提供をはじめ、地域の実情に即した除染の取組みへの財政上の支援、また、仮置場設置にあたっての安全基準の明確化及びその安全性について、国自らが住民に対する説明責任を果たすことなど、除染対策の推進に向け、全面的に御協力いただきますよう強く要望します。

(3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

こうしたことから、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、更には、本市が本件事故に伴って実施する様々な事業についても確実に賠償対象となるよう、責任をもって対応していただきますよう強く要望します。

(4) 風評被害の払拭について

本市は、これまで風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施しているところであります。

国においても「東北観光博」の開催などの取組みがなされていることは認識しておりますが、風評を払拭するため、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物や商工業品に係る積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進されるようお願いいたします。

また、本年5月25日、26日に「第6回太平洋・島サミット」が沖縄で開催されたところではありますが、国際的な風評被害の払拭を図るためにも、次回の当該サミットが「いわき」で開催できるよう、国においては、あらゆる機会を捉えて、積極的に誘致活動を行われるようお願いいたします。

2 本市の基幹的な社会基盤の整備について

(1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進 (一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む) について

今後再び、同規模の津波等が生じて、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強くお願いいたします。

また、当市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします

(2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

去る平成23年3月11日の東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、当市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸について要望いたします。

(3) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について

被災地においては、ようやく、観光インフラが再整備され、これから、観光誘客による、観光振興、ひいては、地域経済の活性化に向け、本格的な取り組みをスタートさせるところであります。

高速道路の無料措置は、原発災害による風評被害を受けている本市にとっては、観光誘客の鍵を握っているものと考えており、被災地の観光振興の観点から、平成24年3月末に終了した常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化措置の復活をお願いいたします。

(4) 重要港湾小名浜港の整備促進について

福島第一原子力発電所事故により、火力発電所の重要性が増す中、国際バルク戦略港湾の選定を受けた小名浜港としては、平常時のみならず非常時においても、火力発電所での燃料のひとつである石炭の安定的、広域的な供給拠点としての役割が求められていることから、現在整備中の東港地区については、岸壁の大水深化と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震強化を含め、早期供用開始に向けた整備を促進されるようお願いいたします。

3 被災地域の支援について

(1) 福島復興再生特別措置法の早期の具現化について

地震及び津波の被害に加え、原子力災害により甚大な被害を受けた福島県の復興・再生に向け、新たに特別措置法が成立し、今後策定される「避難解除等区域復興再生計画」「産業復興再生計画」「重点推進計画」に基づき、避難解除等区域の生活環境の整備をはじめ、県全体の産業の復興・再生や新たな産業の創出が図られることとなりました。

しかしながら、これら計画の基礎となる「福島復興再生基本方針」が、今だに閣議決定されていないなど、再生・復興に向けた具体的な動きが進展していないことから、「基本方針」の決定や各計画の策定など、当該特別措置法の早期の具現化が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。

併せて、被災地でありながら、双葉郡などから2万人を超える避難者を受け入れるとともに、原発事故収束へ向けた前線基地となるなど、東日本大震災からの復興の拠点として重要な役割を果たしている本市の現状を十分に理解頂き、当該「基本方針」等において、本市の早期の再生につながるような、特段の支援措置を講じられるようお願いいたします。

(2) 福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援の早期実現について

福島第一原子力発電所事故を踏まえて、子ども、妊婦を含む被災者の支援を講じるための立法措置が与野党から相次いで提案されるなど、国として当該被災者支援についての基本施策の構築に関して、多角的な議論がはじまったと聞き及んでおります。

被災者の観点からは、基本施策の枠組みもさることながら、一日も早い具体的な支援が必要であることから、与野党一体となり、国として早期法案の成立を図り、具体的な支援が早期に実現できるようお願いいたします。

(3) 復興交付金制度や復興特区制度の弾力的な運用について

被災地域への支援措置として創設された、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金制度や復興特区制度などについて、被災自治体にとって更に効果的に活用できるように、国において特段のご配慮をお願いいたします。

(4) ふくしま産業復興企業立地補助金について

国の平成 23 年度第 3 次補正予算を原資として創設された「ふくしま産業復興企業立地補助金」について、第 1 回目の受付期間となる平成 24 年 1 月末から 3 月末の 2 ヶ月間における申請件数は全体で 299 件と予算額を大幅に超過する申請がありました。

県では、事業の緊急性や重要性などの観点から審査し、うち 167 件を補助事業として採択したところであり、採択された 167 件の新・増設に係る投資金額は約 2,720 億円、約 2,700 人の雇用創出が見込まれております。

本市におきましても、市内事業者をはじめ、新たに立地しようとする製造事業者などから、58 件の補助申請がなされましたが、うち採択されましたのは 35 件、事業予算確保後の採択とするとした留保事業が 22 件等となっています。

当該制度が新たな投資や企業進出につながる契機となったものと認識しており、引き続き新たな需要も見込まれております。

つきましては、本市産業の発展的な復興や新たな雇用の場を創出していく観点から、当該補助制度が継続実施できるよう特段のご配慮をお願いいたします。

